

第九十一回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第二十号

昭和五十五年四月二十五日(金曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

理事 中村 靖君

理事 山崎武三郎君

理事 沖本 泰幸君

井出一太郎君

上村千一郎君

熊川 次男君

田中伊三次君

楠 兼次郎君

長谷雄幸久君

岡田 正勝君

出席國務大臣

法務 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

法務大臣官房長 筧 榮一君

法務省刑事局長 前田 宏君

警察庁刑事局長 水町 治君

國際刑事課長 清水 達雄君

委員外の出席者

法務委員会調査 清水 達雄君

室長

本日(参議院送付)

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八三

号)(参議院送付)

○木村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、國際搜查共助法案を議題といたしま

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和五十五年四月二十五日

す。質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 國際搜查共助法案の審議であり

ますが、いま問題になっておりますKDD事件に

ついては、外国からの資料を日本がいただく、そ

ういうことは必要があるのかないのかお伺いしま

す。

○前田(宏)政府委員 私の聞いております範囲で

は、特に外国から資料を求めるといふようなこと

はなかったように思います。

○柴田(睦)委員 KDDの事件に関してきょうの

報道ですけれども、二十四日まで、経理から正

規に支出された交際費五十八億円とは全く別に、

約三億円の「機密費」の存在を突き止めた。この

機密費は、「ある種の目的を持って特定の政治家

への贈答、接待に使われたり、政治家や郵政官僚

の海外接待、一部は板野、前社長室長佐藤陽一ら

の横領に充てられた裏金にのこりの金。」それ

から「関係者の供述から、政治家三、四人につ

いて、商品券やパーティー券とは別の金の流れを

つかんでいる。」こういふことが書いてあるのか

すけれども、捜査上の点はどうなっているのか

お伺いします。

○前田(宏)政府委員 ただいまお尋ねのような記

事がけさの新聞でございましたか出ておりました

ことは承知しております。詳しくは見ておりませ

んけれども、それを見まして、どういふわけでそ

ういふ記事が出るのかなとむしろ思ったぐらいで

ございます。

と申しますのは、現に捜査中でございますが、

御案内のとおり現在のところは板野元社長に対す

る業務上横領といふことで鋭意捜査が続けられて

いるところでございまして、その他それに関連い

たしましていろいろ疑惑と呼ばれるようなもの

が取りざたされておるわけでございますが、その

点につきましても、広い意味では解明の対象にな

つていふところでございます。それやこれや含め

まして、捜査中の段階でその捜査の内容といふも

のが捜査当局から公表されることもあり得ないこ

とでございますし、そういう意味でも不思議に思

うぐらいのことでございます。

それはそれといたしまして、そういうような報

道されたような事実につきましては具体的に

報告を受けておりません。

○柴田(睦)委員 いずれにしろ疑惑全般について

の解明を進めているといふことですが、それは政

界工作といふような問題もやはり含まれているわ

けでしょうか。

○前田(宏)政府委員 改めて申し上げるまでもな

いことでございますが、捜査当局としては犯

罪の疑いがあるものを取り上げて解明する立場に

あるわけでございます。

したがしまして、いろいろ疑惑あるいは好まし

くないといふようなことが言われておりますけれ

ども、そのすべてが犯罪になるわけではないわけ

でございます。ただ、いろいろと犯罪の疑いもあ

るんじゃないかといふようなことも含めて報道も

され論議もされておるわけでございまして、捜

査当局のやれる範囲内において最善を尽くしてお

るわけでございます。

○柴田(睦)委員 では法案についてお伺いしま

す。

第二条の第一号で、共助犯罪が政治犯罪である

ときは共助をすることはできないという規定にな

っておりますが、この法案でいう政治犯罪とはど

ういふ概念であるかといふこと、そして、その概

念は一般論、抽象論になると思いますが、それ

をもう少し裏づける意味で、そういう概念か

ら見た場合に、わが国における刑事犯罪で政治犯

罪とされる罪名にどういふものがあるかといふこ

○前田(宏)政府委員 この法案で政治犯罪といふ

言葉を使っておるわけでございますが、そのほか

にも似たような法律といたしまして逃亡犯罪人引

渡法がございまして、その中でも使われている言

葉でございます。

しかしながら、この政治犯罪といふ概念は、率

直に申しまして必ずしも明確でないと云えば明確

でない点がございます。これは国内法に限らずい

ろいろ政治犯罪といふ言葉が言われる場合が多い

わけでございますけれども、諸外国の立法例とか

あるいは國際法の解釈といふことが理解からいた

しまして、明確な定義づけといふものが従来も

なされていまいふございまして、ただ、従来の

國際法の学会の決議であるといふいは条約であ

るとか、そういうものをいふといふと総合勘案いた

しますと、一般的には、たとえば内乱罪のよう

に、その国の基本的な政治秩序を直接破壊する行

為、それが犯罪として定められておる場合に、そ

れを政治犯罪といふといふふうに解されておるよ

うでございます。したがって、この法案におきま

す政治犯罪もそのように理解しておるわけでござ

います。

しかし、いわゆる政治目的と申しますか主観的

にその国の政治秩序を破壊するといふ意図を持つ

ていふ行為がすべて政治犯罪かといふと、それ

はまた広過ぎると思つてございまして、たと

えば過激派的なものがテロをやるといふのはハイジ

ャクをやるといふようなことになりまして、た場

合、その者の目的なり主観の一部には国の秩序を

破壊するといふようなことが含まれておる場合も

あるかと思つたけれども、従来からいふいふも

のは、外部にあらわれた行為が殺人であるとか強

盗であるとかいふようなことでありますことも含

めまして、これは政治犯罪ではなく通常の刑事犯

罪だと考えるのが妥当であらうといふふうに思つ

いませんけれども、ハイジャックに関する国際条約等におきましても、こういうものは政治犯罪として扱わないというようなことが明らかにされておるわけでございます。

なお、それに関連してのお尋ねで、わが国の刑罰法令の中で政治犯罪に当たるものは何かということでございますが、いま申しましたように、刑法の内乱、これは典型的なものであらうと思ひます。また、それに類するものとして外患誘致というものもやはりこれに当たるだらうと思ひます。しかしまた、それにやや似たものとして騒擾罪がございまして、これは、その騒擾罪とされている行為がそれ自体といたしましては、基本的な政治秩序を直接破壊する行為とはいひがたいのじやないか。そういうことで、騒擾罪イコール政治犯罪というふうには考えるべきではないのじやないかと思ひます。内乱とか外患誘致が典型的な政治犯罪だと申しましたが、それとの関連で、たとえばいわゆる破防法で内乱教唆罪がございまして、これもそういう意味で政治犯罪に含まれるであらうと思ひます。

一方、先ほど申ししたところでございすけれども、若干政治目的が含まれている場合でございまして、それが殺人、放火というふうなことになると思いますが、それは必ずしも政治犯罪とは言えない。したがって、破防法につきましてもそういう特別類型がございすけれども、それはやはり一種のテロ行為の予備というふうに見えますと、政治犯罪に当たらないというふうに見た方がよろしい、かように考えております。

○柴田(睦)委員 後段の「政治犯罪について捜査する目的で行われたものと認められるとき。」という規定になっているわけですが、政治犯罪について捜査をする目的であるかどうかというその見分け、区別はどういうふうにしてやられるのかお伺いします。

○前田(宏)政府委員 二条の一号の後段でございすますが、ここにありますように「政治犯罪について捜査する目的で行われたものと認められると

き。」ということ、この認められるかどうかという判断は、結局は法務大臣の判断になるわけでございます。

ここで考えておりますことは、表向き政治犯罪ということでなく他の犯罪の捜査のような形をして共助の要請をしていくということも考えられるわけでございます。ただ、そういうことでございすから、相手方の国の一種の主観的なことでございすから、それを見破ることといひますか認定することには若干の困難があるかと思ひます。

通常考えられますことといたしましては、先方の国から要請がありました場合に、それがどういう目的でなされるかどうかというところは一般的に確認しなければいけません。その中で、いまのようなことを頭に置きましてそういう疑いがあるかどうかということを確認するというのが一つでございす。直接確かめるまでもなく、先方の国から要請書あるいは関係書類が参るわけでございますから、それらをきいて点検いたしますと疑いが出てくる場合もあらうと思ひます。また、最初の共助要請の受理の段階あるいは法務大臣が出先の検事正あるいは国家公安委員会経由で警察の方にお願ひするといふような、そういう当初の段階でこの点がわからない場合もあるいはあるかもしれません。しかし、その具体的な措置をいたします現地の検察官がたとえば必要だとされておる参考人なら参考人を調べた場合に、その辺からこれはどうも怪しいといふこともわかつてくる場合があるかと思ひます。

そういういろいろな段階で、政治犯罪であるかどうか、また政治犯罪について捜査する目的であるかどうかというところは点検する機会があるわけでございます。それぞれの段階において法務大臣、法務当局といたしまして慎重にこれを検討して認定していく。なおその辺が疑わしい場合にはいろいろと先方にも問ひたすわけでございますが、あくまで疑わしいということになりますと、この共助はそういう疑いがある場合

にまであててやることではないと思ひます。したがひまして、二条そのもので制限されない場合でも、五条の法務大臣の相当性の認定というところを解決することも可能であらうというふうな考えでおります。

○柴田(睦)委員 では五条の問題ですけれども、法務大臣が相当であると認めるときにとるべき措置が三号にわたって書かれておるわけですが、二号の場合は実際上警察官に仕事をしてもらう、それから三号の場合は司法警察職員として職務を行ふべき者にしてもらうという場合で、警察官関係は公安委員会に書面を送付する、そして海上保安庁長官など国の機関の長に書面を送付する、こういうことになっているわけですが、検察官に仕事をしてもらう場合に、地方検察庁の検事正に対して書類を送付して共助に必要な証拠の収集を命ずる、こうなっているわけですが、

二号、三号はそれぞれの機関の長ということになると、検察官の場合においても検事総長に關係書類を送付してやつてもらう、こういうことではないのじやないかというふうな感じを持つのですが、この点はどうして検事正になっているわけでしょう。

○前田(宏)政府委員 いま御指摘のございましたように、二号あるいは三号の場合に、直接各都道府県の警察あるいは警察官そのものに書面を送付して依頼をするというふうなこと、また特別司法警察職員の第一線の人に対して関係書類を送つてその措置をしてもらうということも理論的には不可能ではないと思ひますが、そういうことはやはりそれぞれの組織を乱すといひますか、そういうこともございすし、その長その長の指揮監督権というふうなこともございすので、警察官あるいは特別司法警察職員に關しましては、それぞれの長という立場にあるところに書類を送つて依頼をするというふうにしておるわけでございます。しかし、法務省内部と申しますか検察庁を含めてのことでございますが、そういう意味では法務大臣が長になつておるわけでございますが、そうい

う意味において二号、三号とは若干違ふわけでございます。

そこで一号の場合に、いま御指摘のように検察庁は法務省の中ではないながら別ないわば半独立した役所であるという御理解からのお尋ねであらうかと思ひますけれども、いま申しましたように、検察庁は普通の行政官庁とは若干趣を異にいたしますけれども広い意味では法務大臣の指揮監督下にあるわけでございます。事柄の内容からいたしまして、この共助の事務の処理というものは迅速を旨とするわけでございます。そこで、なるべく一線に近い方の機関に直接送ること、これがそういう意味で望ましいわけでございます。そのことは二号、三号についても理論的にはさうだということを申ししたわけでございますけれども、そういうことで、迅速性の必要性、また、それぞれ参考人とか物の所持者というものは各地におるわけでございます。余り遠方なところにいる人を来てもらふというふうなことでは国民にも不便をかけるし御迷惑をかけるということでございますので、なるべく人なり物なりの所在地の近辺の機関が望ましいというふうなこと、また、事は捜査そのものではございせんけれども捜査に類似するような仕事でございすから、そういう意味でも日本の刑事事件を扱つておる検察庁としては地方検察庁が一番適当であらうというふうな考えまして、最高検あるいは高検というふうにはなくて直接地方検察庁の検事正に關係証拠の収集を命ずるというふうにしたわけでございます。

そこで、検察庁法との關係ということが若干問題になるのじやないかという御指摘も含めてのお尋ねではないかと思ひますけれども、この事務は、検察庁法十四条との問題で申しますといわゆる行政事務に属する事務であらうというふうな私どもも考えておるわけでございます。本来の日本の刑事事件の捜査処理ということになりますと、これは十四条の問題もございまして、個々の事件の捜査処理につきましては検事総長のみを指揮できるという特殊な立て方になっておりますが、これ

はそういうものではございませんで、捜査には似ておりますけれども、日本のいわば捜査ではなくて外国のために共助でございます。したがって、もともと捜査事務を広い意味で行政事務と言えは行政事務でございますけれども、検察事務そのものと違つた行政事務であらう。そうなりますと、検察庁法との問題も特に抵触というやうな問題も起こらないだらうというふうに考へまして、先ほど来申しておりますやうな実質的な必要、緊急性なり便宜性と申しますか、そういうことを勘案いたしまして地検の検事正というふうに定めたわけでございます。

○柴田(睦)委員 捜査に類似するということですけれども、ちょっと確認しておきたいのは、検察官が共助に必要な証拠を収集するということは、一般的に検察官が行う犯罪捜査とどういう点で相違しているかということを確認のために伺つておきたいと思ひます。

○前田(安)政府委員 外形的なと申しますか行為そのものは捜査と全く同じと言つてもいいやうなことであらうと思ひます。

参考人の取り調べあるいは物の任意提出を求める、場合によつては証人尋問を請求するあるいは令状を得て押収、捜査を行うということでございますから、それ自体は捜査と同じと言つていいと思ひますけれども、事の性質が、日本の刑事事件、犯罪についての捜査つまり刑事訴訟法そのものに基いて行つた捜査ではなくて、外国の要請に基づいてこの法律を根拠として行つた調査事務とも申した方がいかもしれませんけれども、そういうことでございまして、性格が違つたやうな御理解をいただきたいわけでございます。

○柴田(睦)委員 検察官の取り調べなどの証拠収集に当たつて警察官を指揮するということを決めた刑事訴訟法の百九十三条の警察官に対する指示、指揮の規定があるわけですが、この規定はこの検察官の共助のための証拠収集のために適用されないものでしょうか。

○前田(安)政府委員 先ほどのお尋ねにも関連することでございますが、この共助事務と申します共助のための証拠収集事務というものは刑事訴訟法そのものによつて行われるものではございません。やること自体が、先ほど来申しておりますやうに、類似と同一的な意味での類似をしておりまして、刑事訴訟法を準用しているところもございまして、それは便宜のことでございます。したがつて性質は違つた。

したがつて、いまのお尋ねのような検察官と警察官との関係は刑事訴訟法では御指摘のやうなかつたやうなことでございまして、結論から申せば検察官としてこの事務に關して警察を指揮監督できるということにはならない、かように考へております。

○柴田(睦)委員 いま検察庁法の十四条の問題に触れられました大体理解できたのですけれども、問題は、検察庁法の十四条が犯罪の個別的な捜査に關しては法務大臣の検察官に対する指揮、指示について検事総長に対してだけそれがやれるという規定になつていて、これは法務大臣の検察の捜査に対する権限を制限するという趣旨を持つてい命ずるやうなことになる、法務大臣と各検察官の關係が、十四条でせつかく制限しているものを實際に崩壊していきやうな方向に行くんじやないかというやうな危懼を一面持つわけですけれども、その点は全く心配はないでしようか。

○前田(安)政府委員 十四条の趣旨がたゞいま仰せになりましたやうなことであることはもう言ふまでもないところでございまして、そのことは確立されたことでございまして、運用上も問題はなかつたと思つております。したがつて、検察官といふたしましてはその規定があることを十分知つておりますし、また法務大臣におきましてもそのことは十分理解しておるところでございます。そこで、この國際捜査共助法によります事務と

いうものが、先ほど来何回か申しておりますやうに本来の捜査ではない、刑事事件の捜査、処理ではないといふことも検察官としては十分理解しておるところでございます。それと本来の事務とより分けたいことについて混同が起るやうなことは毛頭なからうというふうに考へておる次第でございます。

なお、直接的ではございませんけれども、類似の制度といたしまして逃亡犯罪人引渡法がございしますが、これも検事正ではございせんけれども、検事長相手ということにおいてはやや類似しているところがあるわけでございます。その点についても問題は生じておりません。

○柴田(睦)委員 それでは次に十三条の問題ですが、ここに検事正が「意見を付して、収集した証拠を法務大臣に送付しなければならぬ。」といふことが書いてあります。それから都道府県公安委員会についてもやはり意見を付して、それから国家公安委員会も意見を付す、そういうふうにあるわけですが、この意見といふのはどんな内容になるわけでしょうか。

○前田(安)政府委員 「意見」としか書いてございせんので、はっきりしないといふこともあらうかと思ひますけれども、先ほどのお尋ねにもお答えしたところでございまして、この法案では制限事由が二条に書いてございまして、たとえば政治犯罪であるかどうかといふやうなことも含めて書いてあるわけでございます。ただ、それだけでなく、先ほど触れましたやうに五条で法務大臣が相当性の判断をするといふことで、いろいろな段階で間違ひなきを期する、平たく言えばチェックするといふやうな仕掛けにしてあるわけでございます。

先ほどもお尋ねを受けましたやうに、政治犯罪について捜査する目的で行われたのじやないかといふやうなことがいろいろな段階でわかり得るといふことも考えられるわけでございます。そのやうな問題でございせんども、直接事情聴取し

た相手方あるいは物の提出を求めた相手方、そういう人に、現地の検事正なり検事正を經由した検察官なりあるいはルートを通しました一線の警察官なりが当たるわけでございます。そういう段階で、いろいろとそれまでわからなかつた事情が判明してくることがあると思ひます。そのことがこの共助を行ひ得ないかどうかあるいは行ひ得るやうなものでないかどうかという判断に關係してくることが多いと思ひます。また行ひにいたしまして、この条文で申しますと、いまの十三条の後の方に書いてあるわけでございますが、つまり五項でございまして、証拠の使用または返還に關して条件を付することができるといふやうなことがございまして、この条件といふのも、主としてその所有者等の希望等があるだらうと思ひますので、そういうやうなことも含めまして、法務大臣としては、わからない事情がいろいろな段階でわかつてくるやうなことがあるやうなことでございまして、それぞれ担当者が措置をいたしました場合に知り得た事情、それをもとにいたしました共助の可否についての意見、それを法務大臣の方に集中してくるやうなことを考へまして、十三条の各項におきまして、それぞれのルートの中でそれぞれの段階で意見を付してもらひ、そのことによつて判断の誤りなきを期する、こういうことでございまして。

○柴田(睦)委員 そうしますと、結局現場の方で調べて、その調べたことに対して意見が出される。法律の上でも、その意見に対する法務大臣の対応について一部書いてあるわけですが、全般的にはやはり現場の方が詳しいし、直接調べたことから出てくる意見がつけられると思ひます。

そうしますと法務大臣としては、明白な間違ひでない限り、その意見を尊重してその意見に従つた措置をとる、こういうことになるでしようか。

○前田(安)政府委員 具体的にどういふ意見が来るかはいろいろケース・バイ・ケースだと思ひます。したがつて、必ずそのとおりにするとい

うわけでもないと思ひますし、疑いがあればまたそれを問いたして、どういうことであるかというところを聞くことも当然あり得ると思ひます。

したがいまして、もちろん現地の具体的なことによつて出ます意見でございますから十分尊重することは当然でございますが、それらを総合勘案して、この要件、またこれをそのケースについて適用することがいかにどうか、つまり結論的に共助することがいかにどうかというところは総合判断をすべきものであらう、かように考えます。

○柴田(睦)委員 それでは、この法案は結局わが国が外国に対して共助をする場合の法律ですけれども、わが国の刑事事件の捜査に關して外国からの協力を求めなければならぬ事例というものが現代社会においてはやはり一層多くなつてゐるというように思ふわけですね。

現在、外国からの共助を求めるには一般的にどういうふうなやり方をとつてゐるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○前田(安)政府委員 警察の方にもいろいろと例があると思ひますので、後から警察の方からお答えいただいた方がよいと思ひますが、さしあたり検察官が従来外国に依頼した例を、ごく少数のことでございますが申しておきますが、いづれにいたしましても、外国に捜査に關して協力を求めるわけでございますから勝手にやるわけにはいかないということで、いわゆる外交ルート經由で相手の国に要請を行つて、その同意を得ていただきますか了解を得て証拠の提供を受けておることでございます。

一つの例といたしまして、もう大分前になりましたが、昭和四十五年に富士銀行の不正融資事件というのがございます、その關係でフランスに証拠の収集の協力を求めた事例がございます。これはやはり外交ルートを通じて、東京地検の検察官がフランスの司法当局に對しまして關係証拠物の押収を依頼して、これに基づいてフランスの司法当局が証拠物を押収してくれまして、これをわが方の検察庁に渡してくれたというふうな例が

ございます。

○水町説明員 警察が外国に對しまして共助の要請を行つた事例でございますが、日本赤軍關係者によりますハグ事件、これがございまして、昭和五十年、オランダから公式の報告書、参考人の供述調書、証拠物等の提供を受けたことがございまして。さらに、同じ年のクアラルンプール事件でございまして、この關係につきましてもマレーシアの当局が作成いたしました供述調書等の認証謄本、この提供を受けたことがございまして。さらに、昭和五十一年旅券偽造同行使事件に關しまして、カナダから警察官作成の報告書等の提供を受けたことがございまして。

これらはいずれも警察庁におきまして外務省に依頼いたしまして、外務省から相手国に對しまして共助の要請を行つたわけでございます。

○柴田(睦)委員 法務省と警察庁のどちらでもよいのですけれども、事例があればすけれども、そういう共助の要請をして外国の方から拒否、断わられた事例あるいは提供を受けてもそれがこちらの目的に全然合致しない、役に立たない、そういう資料であつたというふうな事例がありますか。

○前田(安)政府委員 もともと、先ほど申しましたように検察官が外国に捜査協力を求めた例といふのは少ないわけでございます、記憶にありません。その場合には大変フランス当局が協力的でございます、必要な証拠物の押収をしてきて、これが当該事件の處理に大変役立つたということでございます。

○水町説明員 ただいま法務省の刑事局長がお答えしたとおりでございます、大変協力的な態度で協力をしていただいておりますのが現状でございます。

○柴田(睦)委員 共助の方でうまくいつてゐるというお話ですけれども、実際には、たとえば日本の捜査官を外国に派遣して、当然外国捜査機關の協力を受けるなければならないと思ひますけれども

も、そういう協力を受けるながら証拠収集を図ることが必要な場合もあるのではないかと。現に、ラストボフ事件なんかのときは捜査官がアメリカまで出向いたようですね、そういう必要がある場合はどういう処置でやりますか。

○前田(安)政府委員 これも余りこれまで例はございせんけれども、いま御指摘のように、ラストボフ事件では検察官がアメリカに赴きまして、本人を参考人として取り調べたことがございまして。この場合もやはり先ほどの例と同様でございます、特に直接捜査官が赴きまして捜査をするということでございますから、相手国の主權の侵害というふうな問題も考えなければいけませんので、そういう観点から外交ルートを通じて、相手国の同意、了承を得て、いわゆる任意捜査という形で取り調べを行うことになるわけでございます。

先ほど警察からお話のございましたオランダのフランス大使館襲撃事件あるいはクアラルンプール事件等の捜査につきましても、東京地検の検察官がオランダに赴きまして、その国の捜査機關から証拠資料を入手してきた。これはじかに調べたわけではございませんで、むしろ捜査共助的なこととでございますけれども、実際に對して証拠物をもらつてきたという例もそれに似たものとしてございます。

○水町説明員 外国に警察官を派遣した例といたしましては、昭和四十八年に殺人事件の捜査のためにアメリカに警察官を派遣いたしました、参考人等から事情を聴取いたしました上申書の提出を求めたことがございます。さらに、昭和五十一年に拳銃密輸事件の捜査のためアメリカに警察官を派遣いたしました、アメリカ捜査当局の御協力を得まして供述調書を作成したということがございます。

これらの場合には、いづれも警察庁におきまして外務省に依頼いたしまして、相手国の了解を得た上で行つてゐるわけでございます。

○柴田(睦)委員 それから、日本人の被疑者で国外に逃亡してゐる人間、これはいま何人ぐらいいるわけでしょうか。そして、それらの被疑者について日本の捜査機關に引渡しを求めたいと思はれる者があつてゐるわけですね、その引渡しを求めて現実に国内で捜査ができるようになる方法、これはどういうことでしょうか。

○水町説明員 近年海外旅行が非常に盛んになりまして、日本人の出国者も年間四百万人を超えてゐる状況でございます。そういうことで、国内で犯罪を犯しまして被疑者が海外に逃亡する事案というものが非常に多くなつてゐるわけでございます。私も一応調査をいたしまして、まあ若干暗数もございまして、全国的に指名手配されております被疑者で国外に逃亡したと見られる者は約百名でございます。

警察といたしましては、これらの事案に對処するに当たりまして、入管當局と連携いたしまして被疑者の国外逃亡を未然に防止するということをやつております。さらに、外務省あるいは国際刑事警察機構に對しまして、逃亡犯罪人の所在調査、身柄確保を要請しております、逃げ得は許さないという基本方針の貫徹に努めておるわけでございます。

その具体的な方策でございますけれども、まず所在調査をするというのが第一でございます、どこにだれがいるかということをやつて、これをやらなければなりません。外務省及び国際刑事警察機構に對しましてそのことを依頼する。今度は、所在調査が終つてしまつてどこに被疑者がいるということになりますと、その身柄の引き取りをやるわけでございますが、その方法といたしましては四つございます。

一つは、逃亡犯罪人引渡し條約に基づくものでございます。これは日米間にのみ現在條約が存在いたします。第二の方法は、相手国の逃亡犯罪人引渡し法に基づいてその引渡しを受けるということでございます。先ほど法務省刑事局長から御答弁のございましたフランスの金東善事件、これにつ

第三の方法は、相手国の国内法に基づきましてその被疑者を国外追放にいたしましたして、その者を今度は日本側の逮捕状に基づきまして逮捕する、こういう方法が第三の方法でございます。第四の方法といたしましては、日本の在外公館等が本人に説得をいたしまして帰国せしめて、帰国した後に当方の逮捕状で逮捕する、こういう四つの方法で行っておるところでございます。

○柴田(陸)委員 それでは、日本の国内において外国人の刑事犯、これが非常に増加しているというふうに聞いているわけですが、その状況、そしてこれに対してどういう対策がとられているかという点などについて伺います。

○水戸説明員 わが国と諸外国との人的、物的交流が非常に活発化してまいりまして、わが国への外国人の入国者、これも非常にふえてきております。もちろん大部分の外国人、これは善良な方ばかりでございますが、その中に若干の悪い人たちが入りまして、昭和五十四年に日本国内におきまして外国人旅行者等で警察が検挙いたしました刑法犯、この数は四百三人でございます。この十年間に一・五倍ということになっておるわけでございます。

これらの犯罪の特色を見ますと、最近沖縄県警で検挙いたしましたフィリピン人等によります米国防務省名義偽造小切手行使事件のように、国際的な常習犯罪者による計画的な犯罪が多発しております。そして最近は特に知能犯の増加が著しくなっております、前年比でございますが、昨年が人数で五〇％増というようにございまして。さらに、偽造旅券を使ってわが国に入国いたしましたして、犯罪を敢行した後に直ちに国外に逃亡に逃亡するという事例も非常に多くなっております。

警察としたしましては、これら外国人による犯罪動向に的確に対処いたすために、国内関係省庁及び国際刑事警察機構との緊密な連携をとりまして、関連情報を迅速的確に入手いたしまして、国内における犯罪の未然防止と早期検挙を図つてま

○柴田(建)委員 それでは今度はその反対の、日本人が外国において犯罪を犯す、これもやはり趨勢としてふえる傾向にあるし、特に問題になるのは暴力団などが外国で犯罪を犯す事例がいろいろ報ぜられているわけですが、それらの状況、さらに特徴、そしてこれに対する対策というものについて伺いたいと思います。

○水町説明員　ただいま御指摘のとおり、暴力団の海外進出等が最近非常に盛んでございまして、日本人が海外で犯罪を行ひまして検挙されたというところで、外務省からまたは国際刑事警察機構から警察庁に通報を受けたものは、昭和五十四年には検挙件数で百三十九件、検挙人員で百七十七人でございまして、十年前に比しまして約六倍というところでございます。

これらの犯罪の特色を見ますと、拳銃、麻薬等の所持で検挙されます事例が目立ちます。また、殺人や傷害などの凶悪犯も増加しております。フィリピンにおける日本人同士による殺人事件を初めとして、犯行地を国外に求めている犯罪を敢行する傾向も強まっております。

それから、ただいま御指摘のように、これらの事件の背後には暴力団の海外進出あるいは暴力団周辺の人物の海外進出の動向が絡んでおりますし、また保険金目的による犯罪が非常に増加しておりますこととございまして、今後この傾向は一層強まるものと考えております。

警察いたしましたは、このような事業に対処いたしましたて、関係省庁及び国際刑事警察機構と密接な連絡をとりつつ捜査官を派遣するなど積極的に証拠の収集を図りまして、国際的な犯罪捜査を展開してまいりたいと思っております。特に暴行力団の海外進出でございますが、その海外進出の

動向が目立ちますアメリカの各捜査機関との間で、本年一月、五日間にわたりまして日米暴力団対策会議を開きまして、日本の暴力団の進出の事態、取り締まり状況等につきまして情報交換いたしました。さらに日米間における捜査協力につい

○柴田（陸委員）最後に、国際刑事警察機構の問題ですが、この十七条で「外国の刑事事件の捜査について協力」ということになっております。この協力というのは共助とはどこが違うのか、この点まずお伺いします。

○水町説明員 先ほど来話が出ておりますように、刑事事件の捜査につきましては非常に迅速性が要求されます。したがいまして国際刑事警察機構におきましては、独自の国際無線通信網を持っておりまして、刑事事件の情報、資料を迅速に交換するということを通じて、逃亡犯罪人の所在調査、被疑者の割り出し、供述の裏づけなどを早期に行う、こういうことをやっておるわけでございます。

そういう意味合いにおきまして、この十七条に
おきます協力につきましては、外国の刑事事件の
捜査資料を任意手段によって収集し提供するとい
うことでございます。一方共助の方は、定義がご
ざいますけれども、外国の要請によりまして、当
該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠を強制手段
または任意手段によって収集し提供するというこ
とでございます。手段、方法が異なっております
でございます。

○柴田(睦)委員 国際刑事警察機構がわが国に關連する刑事事件について現実にとの様に役に立っているのかという問題ですが、全般的にお答えしたきながら、いわゆる保険金目的の連続殺人事件の被疑者が国外へ逃亡した事案があって、これに対してＩＣＰＯがいろんな活躍をしたということが伝えられているのですけれども、それらの具体的な事例、昭和五十二年の八月から五十三年の十月にかけて、愛知県の運送会社の社長ら幹部が多額の保険金を従業員らに掛けて殺害するとういう連続殺人事件について、ＩＣＰＯの果たした役割りも含めてひとつお話ししたいと思います。

○水町説明員 国際刑事警察機構への協力要請の
主な内容といたしましては、被害者その他関係人

からの事情聴取あるいは外国人被疑者の犯歴、人定事項の照会、押収物等の確認、逃亡犯罪人の所在の確認等でございます。アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス等欧米諸国及びフィリピン、タイ、韓国等のアジア諸国に対して照会を行っております。それから重要国外逃亡被疑者につきましては、その所在調査のために国際刑事警察機構から全加盟国に対しましていろいろな手配書等を出しております。国際的な犯罪捜査を展開しておるわけでございます。

ただいま御指摘の、愛知県下の運送会社の社長が保険金目的の連続殺人事件を行って海外逃亡した事案でございますけれども、国際刑事警察機構に對します国際捜査協力要請につきましては、昨年の四月十日、警視庁と愛知県警の合同捜査本部は被疑者一名が台湾に逃亡したという情報を得ました。警察庁は直ちに国際刑事警察機構に對しまして照会いたしました。そうしましたところ、被疑者二名はすでに台湾を出ておるということがわかりましたので、さらに調査を依頼したところ、被疑者らは四月一日に台湾からパラグアイ、ブラジルへ向かったということが判明いたしましたので、ＩＣＰＯ全加盟國に對します一斉手配をいたしたとして、あわせて外交機關を通じてブラジルの政府及びパラグアイ政府に對しまして捜査協力方の要請をしたわけでございます。国際刑事警察機構からは、彼らが四月九日パラグアイの首都アスンシオンからサンパウロに向かって出国したという情報 が得られまして、さらに四月九日サンパウロへ入国したという連絡が入りましたので、ブラジル政府に對しまして捜査協力方を強力に要請したわけでございます。五月三日になりまして、外務省の出先機關でございます在ベレーン総領事から外務省本省に對しまして、この被疑者二名がブラジルのアマゾン川流域のパラ州コンセイソン・ド・アラグアイアというところで死亡したという連絡が入った次第でございます。

ICPOが刑事事件の捜査のために必要な情報及び資料を迅速かつ組織的に交換していくという

第二條第三項中「を含む。）」の下に「をいい、
「船舶」とは同法第百十二條に規定する船舶をい
い、「航空機」とは航空法（昭和二十七年法律第
二百三十一號）第五條に規定する新規登録がされ
た飛行機及び回転翼航空機をいい、「自動車」と
は道路運送車兩法（昭和二十六年法律第百八十五
號）第十三條第一項に規定する登録自動車（自動
車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七號）第二
條ただし書に規定する大型特殊自動車を除く。）を
いい、「建設機械」とは建設機械抵当法（昭和二十
九年法律第九十七號）第三條第一項の登記がされ
た建設機械をいい、「債權」とは民事執行法第
百四十三條に規定する債權をいい、「その他の財
産權」とは動産、不動産、船舶、航空機、自動
車、建設機械及び債權以外の財産權」を加える。

証券の取立金」を加え、同条第二項中「配当」の下に「又は弁済金の交付（以下「配当等」とい

「又は取立金」を加える。

る」を「取り消す」に改める。

第十条第三項中「差押」を「差押え」に改め、
「徴収金」の下に「（以下「差押え国税等」とい

第二章第一節中第十一条の次に次の一条を加える。

(競売)

第十一条の二 第三条、第四条、第五条第一項本

の規定は、滞納処分による差押えがされている不動産を目的とする競売について準用する。

（航空機等に対する強制執行等）

第二十条の二 強制執行、仮差押えの執行又は競

売は、滞納処分による差押えがされている航空機、自動車又は建設機械に対してもすることが出来る。

2 前項の場合における滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について必要な事項は、この節の定めるところに準じて、政令で定める。ただし、強制執行、仮差押えの執行及び競売に関する事項は、最高裁判所が定める。

第二章に次の一節を加える。

第三節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等

(強制執行による差押命令の通知)

第二十條の三 強制執行による差押命令は、滞納処分による差押えがされている債権に対しても発することが出来る。

2 滞納処分による差押えがされている債権に対し強制執行による差押命令が発せられた場合において、執行裁判所がその滞納処分を知つたときは、裁判所書記官は、差押命令が発せられた旨を徴収職員等に通知しなければならない。ただし、第二十條の六第三項の規定による通知があつたときは、この限りでない。

(差押えが一部競合した場合の効力)

第二十條の四 債権の一部について滞納処分による差押えがされている場合において、その残余の部分を超えて強制執行による差押命令が発せられたときは、強制執行による差押えの効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部について滞納処分による差押えがされている場合において、その債権の一部について強制執行による差押命令が発せられたときの強制執行による差押えの効力も、同様とする。

(取立て等の制限)

第二十條の五 滞納処分による差押えがされている債権に対し強制執行による差押命令が発せられたときは、強制執行による差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち滞納処分による差押えがされている部分については、滞納処分

による差押えが解除された後でなければ、取立て又は民事執行法第六十三條第一項の規定による請求をすることができない。

(第三債務者の供託)

第二十條の六 第三債務者は、滞納処分による差押えがされている金銭の支払を目的とする債権(以下「金銭債権」という。)について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することが出来る。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を徴収職員等に届け出なければならない。

3 徴収職員等は、前項の規定による事情の届出を受けたときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならない。

(配当等の実施)

第二十條の七 前条第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、滞納処分による差押えがされた金銭債権の額に相当する部分については次条第一項において準用する第六條第一項の規定により払渡金の残余が交付され、又は滞納処分による差押えが解除されたときに、その余の部分については供託されたときに配当等を実施しなければならない。

2 前項の場合において、民事執行法第六十五條の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六條第一項」とあるのは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十條の六第一項」とする。

3 次条第一項において準用する第六條第一項の規定による取立金又は売却代金の残余の交付及びその交付を受けた時は、配当等に関しては、それぞれ債権の強制執行による売却命令による売却及び売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時とみなす。

(売却代金の残余の交付等の規定の準用)

第二十條の八 第六條第一項及び第三項、第八

条、第九條、第十條第一項、第十四條並びに第十五條の規定は滞納処分による差押え後に強制執行による差押命令が発せられた債権(以下この条において「差押え競合債権」という。)について、第五條第一項本文(第十條第二項において準用する場合を含む。)の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて、第十三條第一項の規定は差押え競合債権で条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるもの(以下この条において「差押え競合の条件付等債権」という。)について、第十條第三項及び第四項の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするもの及び差押え競合の条件付等債権で動産の引渡しを目的としないものについて、第十六條の規定は差押え競合債権で民事執行法第五十條に規定するものについて準用する。この場合において、第六條第一項中「売却代金又は有価証券の取立金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と、第六條第一項及び第三項並びに第十條第三項中「執行官」とあるのは「執行裁判所」と、第六條第三項中「売却代金又は取立金」とあるのは「取立金若しくは払渡金又は売却代金」と、第十四條中「滞納処分による差押え」とあるのは「第二十條の三第二項本文の規定による通知があつた場合において、滞納処分による差押えを」と、第十五條中「強制執行の申立てが」とあるのは「第二十條の三第二項本文又は第二十條の六第三項の規定による通知があつた場合において、強制執行による通知があつた場合において、強制執行による差押命令の申立てが」と、「強制執行の手続」とあるのは「仮差押えの執行」と、第十八條第二項中「売却代金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第二十條の九第一項において準用する第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替へるものとする。

第二項本文の規定による通知があつたものとみなす。

(仮差押えの執行)

第二十條の九 第十五條、第十八條第二項、第二十條の三、第二十條の四及び第二十條の六の規定は、滞納処分による差押えがされている債権に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、第十五條中「強制執行の申立てが」とあるのは「第二十條の九第一項において準用する第二十條の三第二項本文又は第二十條の六第三項の規定による通知があつた場合において、仮差押えの執行の申立てが」と、「強制執行の手続」とあるのは「仮差押えの執行」と、第十八條第二項中「売却代金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第二十條の九第一項において準用する第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替へるものとする。

2 第二十條の七第三項の規定は、前項において準用する第十八條第二項の規定により取立金若しくは払渡金又は売却代金の残余が交付された場合について準用する。

(担保権の実行又は行使)

第二十條の十 第二十條の三から第二十條の八までの規定は、滞納処分による差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。

(その他の財産権に対する強制執行等)

第二十條の十一 滞納処分による差押えがされているその他の財産権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行については、特別の定めがあるもののほか、滞納処分による差押えがされている債権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行の例による。

2 第五條第三項本文(第十一條の二において準用する場合を含む。)の規定は電話加入権について、第十六條(第二十條において準用する場合を含む。)の規定はその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものについて準

用する。

第二十二条中「解除された」を「取り消され」に改める。

第二十三条の見出し中「解除」を「取消し」に改め、同条中「解除すべき」を「取り消すべき」に改める。

第三章第一節中第二十八条の次に次の一条を加える。

(競売による差押えがされている動産に対する滞納処分)

第二十八条の二 第二十一条から第二十七条までの規定は、競売による差押えがされている動産に対する滞納処分について準用する。

第三章第二節の節名中「船舶」を「船舶等」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

2 民事執行法第八十七条第三項、第九十一条第一項第六号及び第九十二条の規定は、強制執行による差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された同法第八十七条第一項第四号に規定する権利の存する不動産について前項において準用する第二十六条第一項の規定による滞納処分執行承認の法定があつた場合の滞納処分について準用する。この場合において、同法第九十一条第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二条中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替へるものとする。

第三十四条に次の一項を加える。

2 民事執行法第八十七条第二項、第九十一条第一項第六号及び第九十二条の規定は、仮差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された同法第八十七条第一項第四号に規定する権利の存する不動産に対する滞納処分について準用する。この場合において、同法第九十一条第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二条中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替へるものとする。

第三章第二節中第三十六条の次に次の一条を加

える。

(航空機等に対する滞納処分)

第三十六条の二 滞納処分による差押えは、強制執行又は競売が開始されている航空機、自動車又は建設機械に対してもすることが出来る。

2 第二十条の二第二項の規定は、前項の場合及び仮差押えの執行がされている航空機、自動車又は建設機械に対して滞納処分による差押えがされた場合における滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について準用する。

第三章に次の一節を加える。

第三節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分

(滞納処分による差押えの通知)

第三十六条の三 滞納処分による差押えは、強制執行による差押えがされている債権に対してもすることが出来る。

2 徴収職員等は、強制執行による差押えがされている債権に対し滞納処分による差押えをした場合において、その強制執行を知つたときは、滞納処分による差押えをした旨を執行裁判所に通知しなければならない。ただし、第三十六条の六第三項の規定による通知があつたときは、この限りでない。

(差押えが一部競合した場合の効力)

第三十六条の四 債権の一部について強制執行による差押えがされている場合において、その残余の部分を超えて滞納処分による差押えがされたときは、強制執行による差押えの効力は、その債権の全部に及ぶ。

(転付命令等の効力が生じない場合)

第三十六条の五 強制執行による転付命令又は譲渡命令(以下「転付命令等」という。)が第三債務者に送達される時までに転付命令等に係る債権について滞納処分による差押えがされたときは、転付命令等は、その効力を生じない。

(第三債務者の供託義務)

第三十六条の六 第三債務者は、強制執行による

差押えをした債権者が提起した次条に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、その差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされたときは、その債権の全額(強制執行による差押えの前に他の滞納処分による差押えがされているときは、その滞納処分による差押えがされた部分を除く)に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

3 前項の規定による事情の届出があつたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員等に通知しなければならない。

4 第一項の規定により供託された金銭については、徴収職員等は、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた後又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、払渡しを受けることができない。

(取立ての制限)

第三十六条の七 民事執行法第五十七条の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされた場合において、強制執行又は滞納処分による差押えをした債権者が差押えをした債権に係る給付を求める訴えを提起したときについて準用する。この場合において、同条第一項中「訴状」とあるのは、「強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその者の共同訴訟人としての参加の申出の書面」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六条の六第一項」と読み替へるものとする。

(取立ての制限)

第三十六条の八 強制執行による差押えがされている動産の引渡しを目的とする債権に対し滞納処分による差押えがされたときは、徴収職員等は、強制執行による差押命令の申立てが取り下

げられた後又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、その債権の取立てをすることができない。

(配当等の実施)

第三十六条の九 第三十六条の六第一項の規定又は第三十六条の七において準用する民事執行法第五十七条第五項の規定による供託及び滞納処分による差押えをした債権者が提起した第三十六条の七に規定する訴えにおいて強制執行による差押えをした債権者が提出した共同訴訟人としての参加の申出の書面は、配当等に関しては、それそれ同法第五十六条第二項の規定による供託及び同法第五十七条第一項に規定する訴えの訴状とみなす。

(みなし交付要求等)

第三十六条の十 第三十六条の六第一項の規定又は第三十六条の七において準用する民事執行法第五十七条第五項の規定により供託された金銭については、配当期日若しくは弁済金の交付の日までにされた第三十六条の三第二項本文の規定による通知又は第三十六条の六第二項の規定による事情の届出に係る差押え国税等については、滞納処分による差押えの時に交付要求があつたものとみなす。

2 徴収職員等は、前項の差押え国税等について滞納処分による差押えを解除したときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならない。

(滞納処分執行承認の決定等の規定の準用)

第三十六条の十一 第二十五条、第二十六条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第三十一条の規定は強制執行による差押えの後に滞納処分による差押えがされた債権(以下この条において「差押え競合債権」という。)について、第二十三条(第二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて、第三十条の規定は差押え競合債権で条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の

事由によりその取立てが困難であるものについて、第三十二条の規定は差押え競合債権で民事執行法第五十条に規定するものについて準用する。この場合において、第三十一条中「強制競売の申立てが」とあるのは「第三十六条の三第二項本文の規定による通知又は第三十六条の六第二項の規定による事情の届出があつた場合において、強制執行による差押命令の申立てが」と、「強制競売の手続」とあるのは「差押命令」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第二十六条第一項の規定による滞納処分執行承認の決定があつたときは、強制執行による差押命令については、第二十条の三第二項本文の規定による通知があつたものとみなす。

(仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分)

第三十六条の十二 第十八条第二項、第二十条の六、第三十一条及び第三十六条の四の規定は、仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをした債権について準用する。この場合において、第十八条第二項中「売却代金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第三十六条の十二第一項において準用する第二十条の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と、第三十一条中「強制競売の申立てが」とあるのは「滞納処分による差押えの通知があつた場合において、仮差押えの執行の申立てが」と、「強制競売の手続」とあるのは「仮差押えの執行」と読み替へるものとする。

2 第二十条の七第三項の規定は、前項において準用する第十八条第二項の規定により取立金若しくは払渡金又は売却代金の残余が交付された場合について準用する。

(担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分)

第三十六条の十三 第三十六条の三から第三十六条の十一までの規定は、担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分

分について準用する。

(その他の財産権に対する滞納処分)

第三十六条の十四 強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされているその他の財産権に対する滞納処分については、特別の定めがあるもののほか、強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分の例による。

2 第三十二条(第三十六条において準用する場合を含む)の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものについて準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律は、この法律の施行後に民事執行の申立てがされた場合について適用する。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二項中「第五百六条第二項」の下に「又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三十六条の六第一項」を加え、「これを」を「これを」に改める。

理 由

民事執行法の制定に伴い、動産に対する滞納処分と競売との手続の調整及び航空機、自動車、建設機械、債権等に対する滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員会議録第七号中正誤

改正	段 行 誤	正
改正	一 二 職 種	職 種
改正	三 二 六 刊 事 局	刑 事 局
改正	九 四 末 書 面 の 異 議	書 面 の 意 義
改正	四 四 末 書 面 の 意 義	書 面 の 意 義
改正	二 四 末 傍 証 と	傍 証 を
同	第八号中正誤	
改正	段 行 誤	正
改正	一 三 〇 悪 質 化 傾 向 を	悪 質 化 傾 向 を
同	第十号中正誤	
改正	段 行 誤	正
改正	一 二 末 付 託	負 託
改正	三 三 〇 九 被 疑 者 補 償 規 定	被 疑 者 補 償 規 程